

大分県警察本部留置管理センター庁舎清掃業務委託仕様書（案）

この仕様書は、契約担当者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とが締結した庁舎清掃業務に関する委託契約書に基づき、乙が履行しなければならない業務について必要な事項を定める。

乙及び乙の従業員は、業務の実施に当たって契約書及びこの仕様書並びに関係法令を遵守して、庁舎等の衛生的な環境の確保に努めなければならない。

第 1 基本事項

この仕様書は、以下の基本事項を要件として作成する。

1 業務の対象となる施設の概要

施設の名称	大分県警察本部留置管理センター（以下「庁舎」という。）
所在地	大分市大字横瀬 2 2 1 2 - 1
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建
清掃面積	7 3 0 . 3 2 平方メートル

2 業務の対象期間

令和 8 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 3 0 日（36 ヶ月）

3 業務の区分等

業務区分は、清掃業務とし、清掃の種別は日常清掃・特別清掃（年 2 回）とする。詳細については、「第 2 清掃業務」以下を参照のこと。

4 業務の基準

業務の実施に伴い適用を受ける次の法令等及びこれらに基づく基準等については、これを守り、遺漏のないように努めること。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 水道法
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

5 業務の実施結果報告

- (1) 乙は清掃業務の実施結果を清掃作業日誌（別紙 1）により、業務の当日に甲に報告すること。
- (2) 乙は毎月の実施結果を翌月 10 日までに書面により報告し、甲の検査を受けること。

6 書類等の保存

乙は、関係書類を契約終了年度の翌年度から5年間保存すること。

7 施設等の提供

甲が無償で乙に提供するものは、次のとおりとする。

- (1) 事務室、更衣室、休憩室及び資材倉庫の用に供する庁舎等の一部
- (2) 業務の実施に必要な電気、水道、ガス

8 業務実施時における留意事項

- (1) 業務に使用する用具及び資材等は、常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は十分な管理を行うこと。
- (2) 電気、水道及びガスの使用に当たっては、節約に努め、効率的に使用すること。
- (3) 業務実施に当たっては、甲の執務に影響のないよう行うこと。
- (4) 業務終了後、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末を行うこと。
- (5) 甲が提供した事務室、更衣室等は、常に適正な管理を行うこと。
- (6) 業務に使用する資材、消耗品は、すべて品質良好なものをを用いること。

なお、JIS規格のある消耗品はJIS規格のあるものを使用すること。

第2 清掃業務

清掃業務は、以下の仕様をもって実施するものとする。

1 業務対象場所

別紙2の「清掃場所一覧表」のとおり

2 清掃種別

- (1) 日常清掃（定期的に行う業務のことをいい、概ね次のような業務をいう。）
庁舎内の床掃除（はき、ふき）、ちり払い、ゴミなどの処理、衛生消耗品の補充、洗面所、流し台、便所の清掃、玄関マット等の清掃等
- (2) 特別清掃（年2回行う業務のことをいい、概ね次のような業務をいう。）
庁舎内の床洗浄、床ワックス塗布、窓ガラス清掃、網戸のちり払い、エアコンフィルター清掃

3 清掃員の構成

乙は、清掃業務の実施に当たり公共施設の衛生的環境を確保するため、本業務に従事する清掃員の構成は、次の能力を有するものをもって構成すること。

- (1) 作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験3年以上の者1名以上。
- (2) (1)以外の清掃員については、(1)の清掃員の指示に従って作業を行う能力を有するものとする。

4 清掃実施基準

別紙3「清掃業務実施基準表」による。

5 清掃日及び作業時間

(1) 日常清掃業務を行う日

原則、月曜日、水曜日及び金曜日の週3日とする。ただし、業務を行う日が、国民の祝日に関する法律に規定する休日、及び12月29日から1月3日までの年末年始の休日と重なる場合は業務を行わず、その振替による業務の実施は必要としない。

なお、各年度ごとの日常清掃を行う日数については下記のとおりであるが、休日の変更等に伴い変更することがある。

- ① 令和8年度： 109日（7月1日から3月31日までの間）
- ② 令和9年度： 143日
- ③ 令和10年度： 142日
- ④ 令和11年度： 37日（4月1日から6月30日までの間）

(2) 特別清掃の回数

特別清掃の年度ごとの回数については、令和8年度は1回、令和9年度及び10年度は、年2回、令和11年度は1回の計6回、原則、6月と12月に実施するものとする。

なお、作業日時については、契約後甲乙協議の上、決定する。

(3) 清掃等の作業の時間

原則、日常清掃は、午前9時00分から午後5時までの間、特別清掃は、午前8時から午後5時までの間とする。